

# 簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変者】

※表面

## 年間所得により申し立てをする場合

記入例

新型コロナウイルス感染症の影響である場合は必ず✓を記入してください。

第4号様式(第6条関係)

### 簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

申請書に記入した全ての世帯員の状況を記入してください。

<年間収入見込額の申し立て>

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ)氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和3年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	任意の1か月で申し立てる場合、その年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
1	〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和〇年 〇〇月	収入合計額 A+B+C=[D] 0 円	130,000 円	0 円	1560,000 円	1480,000 円
2	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和〇年 〇〇月	収入合計額 A+B+C=[D] 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

年間収入見込額を記入してください。

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

表の非課税相当収入限度額から、扶養人数に応じて該当する金額を記入してください。

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下記早見表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	97.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	148.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	190.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	235.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	281.5万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 年間所得による申し立てをする場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

⑥年間収入見込額と⑦非課税相当収入限度額を比較して、⑥の額が⑦の額を上回るため、所得による申し立てが必要になります。引き続き、裏面を記入してください。

# 簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変者】

※裏面

## 年間所得により申し立てをする場合

記入例

年間収入見込額を記載してください。

各欄に該当する控除額を記入してください。

年間所得見込額を記入してください。  
(年間収入見込額から各控除額の合計を引いた数字を記入してください)

表の非課税相当所得限度額から、扶養人数に応じて該当する金額を記入してください。

### <年間所得の申し立て>

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

氏名 (フリガナ)	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得限度額 ⑫
		給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩		
1 ○○ ○○○	1560.000 円		700.000 円		860.000 円	930.000 円
2 ○○ ○○○	0 円				0 円	
3						
4						
5						

世帯員が事業専従者に該当する場合は、余白にその旨を記載してください。

#### (記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ・ Aの額のうち給与収入分が55.1万円以上161.9万円未満 → 55.0万円
- ・ Aの額のうち給与収入分が161.9万円以上162.0万円未満 → 給与収入分-106.9万円
- ・ Aの額のうち給与収入分が162.0万円以上162.2万円未満 → 給与収入分-107.0万円
- ・ Aの額のうち給与収入分が162.2万円以上162.4万円未満 → 給与収入分-107.2万円
- ・ Aの額のうち給与収入分が162.4万円以上162.8万円未満 → 給与収入分-107.4万円
- ・ Aの額のうち給与収入分が162.8万円以上180.0万円未満 → 給与収入分×40%-10万円
- ・ Aの額のうち給与収入分が180.0万円以上360.0万円未満 → 給与収入分×30%+8万円
- ・ Aの額のうち給与収入分が360.0万円以上660.0万円未満 → 給与収入分×20%+44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
- : 60万円超130万円未満 → 60万円
- : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
- : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
- : 110万円超330万円未満 → 110万円
- : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
- : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下記早見表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

#### <早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	42.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	125.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	157.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	189.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※限度額は早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※早見表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

⑪年間所得見込額と⑫非課税所得限度額を比較し、⑪の額が⑫の額を下回ると本給付金の支給対象となります。